

兵庫県告示第 7 3 6 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び第 7 条の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面は次のとおりとし、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

平成 18 年 6 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保存（条例第 3 条第 1 項）

条 例 等	規 定
1 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 11 号）	第 14 条
2 屋外広告物条例（平成 4 年兵庫県条例第 22 号）	第 26 条の 11
3 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）	第 79 条第 1 項及び第 83 条第 1 項
4 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成 10 年兵庫県条例第 39 号）	第 31 条
5 食品衛生法基準条例（平成 11 年兵庫県条例第 56 号）	別表第 1 の 4 の(2)並びに同表の 6 の(4)、(7)及び(8)
6 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年兵庫県条例第 23 号）	第 13 条（第 19 条において準用する場合を含む。）、第 29 条及び第 38 条
7 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 35 号）	第 16 条
8 事業内職業訓練費補助金交付規則（昭和 35 年兵庫県規則第 81 号）	第 16 条
9 農業委員会交付金等交付規則（昭和 36 年兵庫県規則第 75 号）	第 14 条
10 と畜場に関する手続等を定める規則（昭和 37 年兵庫県規則第 81 号）	第 19 条
11 食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則（昭和 38 年兵庫県規則第 11 号）	別表の 13 の(4)、同表の 16 の(8)及び同表の 19
12 収入証紙条例施行規則（昭和 39 年兵庫県規則第 43 号）	第 8 条第 2 項
13 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和 39 年兵庫県規則第 70 号）	第 13 条第 2 項

14 消費生活協同組合に関する手続を定める規則（昭和 39 年兵庫県規則第 98 号）	第 5 条
15 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和 44 年兵庫県規則第 15 号）	第 14 条
16 廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 4 年兵庫県規則第 62 号）	第 40 条第 1 項及び第 2 項
17 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成 5 年兵庫県規則第 53 号）	第 14 条

2 作成（条例第 4 条第 1 項）

条 例 等	規 定
1 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 11 号）	第 14 条
2 屋外広告物条例（平成 4 年兵庫県条例第 22 号）	第 26 条の 11
3 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）	第 79 条第 1 項及び第 83 条第 1 項
4 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成 10 年兵庫県条例第 39 号）	第 31 条
5 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年兵庫県条例第 23 号）	第 13 条（第 19 条において準用する場合を含む。）及び第 29 条
6 住宅改修事業の適正化に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 35 号）	第 16 条
7 と畜場に関する手続等を定める規則（昭和 37 年兵庫県規則第 81 号）	第 19 条
8 収入証紙条例施行規則（昭和 39 年兵庫県規則第 43 号）	第 8 条第 2 項
9 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和 39 年兵庫県規則第 70 号）	第 13 条第 1 項
10 廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 4 年兵庫県規則第 62 号）	第 40 条第 1 項

3 縦覧等（条例第5条第1項）

条 例 等	規 定
1 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の 予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県 条例第9号）	第8条（第16条第2項にお いて準用する場合を含む。）

4 検査等（条例第7条）

条 例 等	規 定
1 特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第 62号）	第17条第1項